

全員協議会会議録

1	開 会	2
2	あいさつ	2
3	議 題	2
(1)	提出議案について	2
①	議案第 1 号 令和 4 年矢板市一般会計補正予算（第 2 号）	2
(2)	協議事項について	5
①	会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて	5
(3)	報告事項について	6
①	報告第 1 号 株式会社やいた未来の経営状況説明書の提出について	6
②	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について	7
③	令和 3 年度矢板市一般会計決算の概要について	8
④	泉中学校の閉校に伴う施設の活用について	11
⑤	矢板市立地適正化計画のパブリックコメント実施について	15
⑥	矢板市景観計画のパブリックコメント実施について	16
⑦	矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	21
4	その他	21
5	閉会	23

日 時	令和 4 年 7 月 2 1 日 (木)	午前 10 時 00 分～午前 10 時 55 分
場 所	議場	

○ 出席者

【 議員15人 】

- ① 石 塚 政 行
- ② 掛 下 法 示
- ③ 神 谷 靖
- ④ 中 里 理 香
- ⑤ 高 瀬 由 子
- ⑥ 櫻 井 惠 二
- ⑦ 藤 田 欽 哉
- ⑧ 佐 貫 薫
- ⑨ 伊 藤 幹 夫
- ⑩ 関 由紀夫
- ⑪ 小 林 勇 治
- ⑬ 宮 本 妙 子
- ⑭ 石 井 侑 男
- ⑮ 中 村 久 信
- ⑯ 今 井 勝 巳

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市 長 齋 藤 淳一郎
- ② 副市長 横 塚 順 一
- ③ 教育長 村 上 雅 之
- ④ 総合政策部長兼総合政策課長 和 田 理 男
- ⑤ 総務部長兼総務課長 高 橋 弘 一
- ⑥ 秘書広報課長 佐 藤 賢 一
- ⑦ 健康増進課長 日賀野 真
- ⑧ 都市整備課長 佐 藤 裕 司
- ⑨ 選挙・監査事務局長 柳 田 恭 子

※新型コロナウイルス感染症対策のため、関係する職員のみ出席

【 議会事務局 】

- ① 事務局長 薄 井 勉
- ② 主査 粕 谷 嘉 彦
- ③ 主査 佐 藤 晶 昭

1 開 会

○議長（今井勝巳） ただいまから、全員協議会を開会いたします。

(10:00)

2 あいさつ

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、第378回随時会議を開催いただきましてありがとうございます。

今回、市当局から提出いたします案件は、報告事項1件及び補正予算1件の計2件であります。

提出議案及び報告事項につきましては、所管の部課長から説明しますので、よろしく御協議くださるようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

3 議 題

(1) 提出議案について

① 議案第1号 令和4年矢板市一般会計補正予算（第2号）

○議長 議題に進みます。①について説明を求めます。

○総務課長（高橋弘一） おはようございます。

議案第1号 令和4年度矢板市一般会計補正予算（第2号）について、御説明させていただきます。今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る各事業の経費の補正であります。それでは補正予算書の1ページになります。議案第1号 令和4年度矢板市一般会計補正予算（第2号）、以下の朗読は省略させていただきます。2ページ、3ページをお

願いたします。

第1表、歳入歳出予算補正です。上の段の歳入につきましては、15款 国庫支出金で補正を行っておりまして、歳入補正額の合計は7,360万円。歳入総額は141億9,340万円となります。下の段の歳出につきましては、記載の3款 民生費から、10款 教育費で補正を行っておりまして、歳出補正額の合計は7,360万円、歳出総額は141億9,340万円となります。

詳細につきましては、予算に関する説明書で説明いたします。予算に関する説明書の4ページ、5ページになります。2 歳入です。先ほど冒頭で申し上げましたが、今回の補正予算は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る各事業の経費の補正であります。そのため、歳入は15款 国庫支出金の、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のみの補正であります。

この後、歳出のほうで各事業を説明いたしますが、この臨時交付金を活用しまして、原油価格、物価高騰への対応及び感染拡大防止、地域経済支援への対応を行ってまいります。

それでは6ページ、7ページになります。3の歳出です。3款1項1目 社会福祉総務費の住民税非課税世帯向け灯油等クーポン券支給事業、こちらは原油価格物価高騰対応分でありまして、住民税非課税世帯に対し、市内店舗で利用可能な灯油、ガソリン等の購入助成クーポン券4,000円分を支給する事業であります。事務用消耗品やクーポン券の印刷代、郵送料等の事務費のほか、扶助費として支給対象世帯は、2,840世帯を見込んでおります。

3款2項1目の児童福祉総務費の未就学子育て世代への生活支援給付金給付事務、こちらは原油価格物価高騰対応分でありまして、未就学児がいる世帯への生活支援金を支給する事業の事務費分の経費であります。事務用消耗品

や通知用窓あき封筒の印刷代、通知等の郵送料等を事務経費であります。

3款2項2目 児童措置費の民間保育所等運営補助事業は、こちらは感染拡大防止対応分であります。新型コロナウイルス感染症対策として、空気清浄機などの設備や、消毒液などの衛生消耗品等の購入費用への補助事業であります。民間保育所及び認定こども園の施設規模に応じて補助するものでありまして、10の施設への補助を予定しております。

次の未就学児子育て世代への生活支援給付金給付事業、こちらは先ほど事務費分の事務事業がございましたが、こちらは未就学児がいる世帯への生活支援として、児童1人当たり、1万5,000円を支給する経費であります。支給対象人数は1,100人を見込んでおります。

3款2項4目 児童福祉施設費の学童保育館活動支援事業は、先ほど民間保育所等運営補助事業がございましたけれども、同じ内容の補助事業でありまして、こちらは、学童保育館9施設への補助を予定しております。

次に、4款1項3目 環境衛生費の新エネルギー利用促進事業、こちらは原油価格物価高騰対応分でありまして、電気代等の負担軽減のため、再生可能エネルギーや省エネルギー機器の導入を支援するものであります。補助対象の設備ごとに補助率、補助限度額がございまして、四つございます。まず、薪ストーブやペレットストーブ、ペレットボイラーなど、木質バイオマス熱利用設備を導入する業者や個人に対し、導入費用の3分の2以内、50万円を限度に補助いたします。二つ目として、自家消費する太陽光発電設備等を導入する事業者に対し、導入費用の2分の1以内、50万円を限度に補助いたします。また、太陽光発電設備等で発電した、電力を充電する定置型蓄電池、こちらを導入する事業者に対し、導入費用の2分の1以内、50万円を限度に補助いたします。四つ目は、LED照明を導入する事業者に対し、導入費用の3分の2以内、10

万円を限度に補助するなど、市内事業者を支援してまいります。

続きまして6款1項3目 農業振興費の農業振興事業、まず委託料、こちらは地域経済支援対応分でありまして、地元産材活用支援事業といたしまして、地元産の食材を市内小中学校の学校給食に使用することで、地元の畜産物生産者の支援を行ってまいります。また、原油価格物価高騰対応分といたしまして、商品包装資材の価格上昇による、生産者の経費負担を軽減するため、商品包装資材を購入する経費を補助してまいります。

次に8ページ、9ページになります。10款2項1目 学校管理費の小学校給食事業、そして10款3項1目 中学校給食事業、こちらは原油価格物価高騰対応分でありまして、物価高騰の影響による家庭の経済的負担軽減のため、給食費をさらに一月分、無償化するとともに給食費の10%相当分を各調理場に補助することにより、現状の給食費を値上げせず、食材価格高騰に対応してまいります。

説明は以上となりますよろしくお願いたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

(2) 協議事項について

① 会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて

○議長 次に、(2)協議事項に入ります。①について説明を求めます。

○議会運営委員長 おはようございます。

①会議期間、日程及び議案の取扱いについて御協議を申し上げます。

第378回随時会議の議会運営については、去る7月19日午前10時から、

第2委員会室において、議会運営委員会を開催し協議をいたしました。

提出議案の件数及びその取扱い等について慎重に協議した結果、この随時会議の会議期間は本日1日と決定をいたしました。議事日程につきましては、お手元に配付の日程表のとおりであります。

議案の取扱いにつきましては、会議規則第37条第2項の規定により、常任委員会付託を省略し、即決でお願いしたいと思います。

何とぞ、議員各位の御協賛を賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

(3) 報告事項について

① 報告第1号 株式会社やいた未来の経営状況説明書の提出について

○議長 次に、(3)報告事項に入ります。①について説明を求めます。

○農林課長(黒田禎) 報告事項1ページを御覧ください。報告第1号 株式会社やいた未来の経営状況説明書の提出についてでございます。朗読は省略させていただきます。この件につきましては、矢板市の出資法人である株式会社やいた未来の経営状況について、法の定めに基づきその説明書を提出するものであります。

資料の概要について御説明いたします。資料1ページを御覧ください。初めに第4期とあります令和3年度の事業報告です。1 企業の現況に関する事項、営業の概況3行目からとなりますが、株式会社やいた未来は、平成31年4月から道の駅管理業務を引き継ぎ、当期で丸3年が経過いたしました。業務

にあたっては、生産者の強力な支援による商品の拡充や陳列の見直し、休館日の削減や営業時間の延長など、様々な対策を実施いたしました。また、当期も新型コロナウイルス感染対策を講じながらの運営でありましたが、昨年度の施設全体での運営実績は令和2年度に対し、来場者数で10.7%、販売高で12.8%増加となり、過去最高を更新いたしました。

結果といたしまして、当期の売上高は1億1,895万4,000円となりました。営業利益につきましては、売上げに比例し、消耗品、システム使用料が増加したため、前事業年度から480万5,000円減の、2,636万6,000円となりましたが、業績は順調のため今年の6月に株主に対し20%の株主配当を行ったところでございます。詳細は、資料に決算を…として、貸借対照表、損益計算書、支出した各科目の計算内訳、監査結果報告書等を添付いたしましたので、後ほど御参照願います。続きまして、最後の14ページを御覧ください。第5期である今期の事業計画でございます。当期も道の駅の管理運営を行うにあたり、引き続き道の駅の公益的な役割を果たしながら、利益目標の達成を目指しまして、当事業計画に定めた各項目を執行しているところです。

株式会社やいた経営状況報告書の提出につきまして、説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

② 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について

○議長 次に②について説明を求めます。

○総合政策課長(和田理男) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付

金の活用について御報告いたします。本交付金につきましては、今年度から新たに原油価格等、物価高騰に直面する生活者事業者に対する負担軽減枠が創設され、本日、令和4年度補正予算として御審議いただくところでございますが、さらに追加で事業者への支援事業を実施いたします。

主な事業の概要ですが、まず、農業者への支援としまして、認定農業者などに対し農産物生産に要する動力、光熱費の一部を助成いたします。また、市内に拠点を多く運送事業者に対し、事業用車両に関わる燃料費の一部を助成することで、事業の継続と経営安定化を支援いたします。これら各事業の総額は約3,800万円となりますが、14年度の補正予算を議案として提出いたしますので、8月に本会議を開催いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○ないものと認めます。

③ 令和3年度矢板市一般会計決算の概要について

○議長 次に、③について説明を求めます。

○総務課長 それでは御報告いたします。決算のそれぞれの概要につきましては、四角で囲んだ枠内に記載してありますので、その主な内容を説明しながら報告させていただきます。

初めに、1の決算規模でありますけれども、令和3年度の一般会計の決算規模は、概数で申し上げますが、歳入は160億3,600万円、対前年度比25億4,000万円、13.7%の減であります。減少した主な要因は、個人市民税及び固定資産税の減や特別定額給付金支給事業に係る国庫補助金の減などにより、大幅な減となっております。

歳出は、149億7,800万円、対前年度比25億7,900万円。14.7%の減であります。減少した主な要因は、特別定額給付金事業やスマートインターチェンジ整備事業、防災活動推進事業等の減により、大幅な減となっております。

続きまして、2の収支決算です。①の歳入総額から②の歳出総額を差し引いた形式収支とその形式収支から④の翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた、実質収支、こちらはともに黒字決算となっております。⑥の単年度収支、それと⑩の実質単年度収支についてもそれぞれ黒字決算となっております。

続きまして2ページ、3の歳入になります。主な区分ごとの増減理由は、枠内に記載のとおりであります。表のほう(1) 歳入一欄表の下から2行目にあります自主財源、こちらにつきましては、市税や諸収入等を減少いたしました。が寄附金や繰越金が増加したこと、それと依存財源が大幅に減少したということによりまして、令和2年度に比べ6.9ポイント増加しまして、42.3%となっております。続きまして3ページになります。(2)の地方税内訳一覧は市税の内訳です。新型コロナに起因する景気悪化等による個人市民税の減や、国の緊急経済対策における税制上の措置による固定資産税の減によりまして、表の一番下になりますが、市税全体では1.3%のマイナスとなっております。

その下の4の歳出につきましては(1)の目的別歳出、それから次のページ、4ページには、(3) 性質別歳出がございますが、主な区分ごとの増減理由は記載のとおりであります。4ページ下段の(4)の性質別歳出一覧表の下から2行目の、義務的経費がございますが、こちらは住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金とか、子育て世帯への臨時特別給付金等、扶助費が大きく増加したことによりまして、令和2年度に比べ、10.5ポイントを増加しておりまして、45.7%となっております。投資的経費、こちらスマートインターチェンジの整備事業、それから国民体育大会推進事業等の減少によりまして、6.9ポイント

を減少しまして、7.7%となっております。

続きまして5ページ、5の財政構造になります。経常収支比率、こちらは4.4ポイントを改善しまして、85.0%となっております。これは、市税は減少いたしましたけれども、地方消費税交付金や普通交付税、こちらが増加したことにより改善しております。将来負担比率、こちらは地方債残高が減少したことに加えまして、財政調整基金、それから減債基金など、基金残高が増加したことにより、22.9ポイントを減少し、29.1%となっております。実質公債費比率、こちらの市債の元利償還金、増加いたしましたけれども、地方債の償還に充てる、公営企業への繰出金の減少等によりまして0.3ポイント減少し、8.8%となっております。一番下の段、積立金現在高は、財政調整基金や減債基金等の増加によりまして、積立金、全体では、69.2%の大幅な増となっております。

6ページ以降の資料につきましては、決算状況等をグラフにしたものでありますので、後ほど御覧いただければと思います。

一般会計の決算概要につきましては以上でありますけれども、令和3年度は市税の減少があったものの、国の交付金や補助金を活用しまして、アフターコロナやいた創生戦略などを着実に取り組みながら、健全な財政運営ができたものと考えております。なお特別会計、企業会計を含めました決算につきましては、9月に開催する定例会議に議案として提出いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。説明は以上です。

○議長 説明は終わりました御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

④ 泉中学校の閉校に伴う施設の活用について

○議長 次に、④について説明を求めます。

○総務課長 それでは御報告いたします。まず、資料に記載はございませんが、昨年、令和3年8月に泉地区の行政区長宛に地元での活用希望調査を実施いたしましたけれども、活用の希望がなかったため、矢板市公共施設再配置計画に基づきまして、泉中学校に公共施設を複合化し既存施設を活用してまいります。

次のページの資料になりますが、泉中学校の現況、それと泉中学校に複合化しようとする施設、こちらを記載しております。複合化で活用する予定の建物をですが、網掛けになっている普通教室と特別教室、共同調理場、こちらになります。ここに泉公民館、泉保育所、泉げんきセンターとありますが、泉はつらつ館、郷土資料館、そしてきずな館を複合化しようとするものであります。

泉地区につきましては、令和4年4月1日現在、人口が3,400人であります。矢板市の人口が3万1,000人でありますので、約1割の方が、泉地区の方となります。そのうち、泉地区の65歳以上の高齢者の方は、約1,400人ということで、泉地区の高齢化率は42.1%でありまして、矢板市全体の高齢化率33.7%とを比べますと、著しく高いという状況でございます。そこでこの複合化にあたりまして、高齢者を対象とした事業を行っている、泉はつらつ館、それと各種講座、教室を実施している泉公民館、こちらにおきましては、現在もそれぞれの施設で事業を行っておりますが、同じような内容のものは整理しながら、高齢者を意識した各種講座、教室の開設を考えてまいります。また、はつらつ館や公民館、こちらに集まる高齢者など、大人たちと、泉保育所の子どもたちとの異世代間交流、こちらも推進してまいります。さらに、きずな館に入っている社会福祉協議会におきましては、複合化した施設を活用した高

高齢者福祉施策の事業展開を現在検討していただいております。

複合化に向けて施設の運営などをについて、関係各課、また関係団体とさらなる協議、調整が必要であります。この複合化を機に矢板市内で、高齢化率が著しく高い泉地区の高齢者福祉施策の推進を図ってまいりたいと考えております。この泉地区での複合化施設が取組が、矢板市のモデルとなりまして、矢板地区、片岡地区へ展開していけるよう努めてまいりたいと考えております。本日は複合化にあたっての概略、おおよその内容を説明させていただきました。

今後、複合化後の配置レイアウトや事業内容等の概要がまとまりましたら、再度、この全員協議会で報告いたしますので、よろしくお願いいたします。施設の整理スケジュールにつきましては、実施設計、業務委託を今年度発注いたしまして、令和5年度に改修工事、令和6年度から供用開始を予定しております。なお本日、午後2時から泉公民館において、泉地区の行政区長の皆様にお集まりいただき、説明会を開催いたします。説明は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

○中村議員 ぜひ、泉地区の高齢者の対策、矢板市のモデルになるような形で進めていただきたいとは思っています。今、説明があった中で、確認を含めて伺いいたします。

中央下寄りに、統合しようとする施設の名前がありますけども、これらの施設については、その統合後のことはどう考えておられるのかということが一つと、それから、再配置計画のときは、中学校も存続するということでしたので、小中の施設一体型も視野ということで、施設新しい泉中学校にという話もございましたが、最終的に小学校それから泉げんきセンターの学童保育、そういったものをどのように考えておられるのか。最初の質問の中の建物をどう

するかというところにも含まれますけども、そのまま合わせてですね、お伺いいたします。

(「質問が聞こえない」と言う者あり)

○議長 中村議員、答弁を求めます。中身がよくまだ聞こえてないみたいなので。

○中村議員 前段は5施設が、集約の対象になっているということで、その5施設については、どのようにされるのですかと。要は廃止でもう全てなくなるのか何かそういったことをございます。

二つ目はよろしいでしょうか。二つ目は、それにも関係しますが、泉元気センターのところには、高齢者だけではなくて学童保育もありましたが、その学童がどうなるかということも含めて、泉中学校の現在の校舎に集約があるのか否かを確認したいというふうに思います。以上です。

○議長 答弁を求めます。

○総務課長 それでは御質問にお答えいたします。

この施設が複合化して泉中に移転した後の施設の活用ということかと思えます。まず、泉公民館、それと泉保育所につきましては、こちらは借地でございますので、今後は施設を解体して土地所有者のほうに返していきたいというふうに考えております。

それから、順番でいきますと、げんきセンターときずな館がございますが、こちらは施設を解体して、住宅用地として売却したいというふうには考えております。それから郷土資料館につきましては、学校跡ということもありますので、今後、利活用を考えていきたいというふうには考えております。

泉の学童保育事業でございますけれども、こちらにつきましては、泉小学校の施設を活用して運営していきたいというふうに現段階では考えております。以上です。

○議長 他に質疑はございますか。

○宮本議員 今後の泉に対しての、市長の気持ちが伝わってくるようでございました。ありがとうございます。

そこで、御質問させていただきたいのですけども、本日、区長会のほうに、2時から説明会ということ、今、初めて知りましたけれども、地域住民としても、やはり皆さん閉校にあたって、今後どうなのだろうというような不安を聞いております。

そういった面で、地域全体への説明というものは、今後どのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長 答弁を求めます。

○総務課長 御質問にお答えいたします。本日、先ほど申し上げましたが、行政区長の皆様に説明してまいります。その結果と資料等を、8月の広報やいたの回覧と併せて、会議内容とを一緒にしたものを、まずは泉地区の方に回覧させていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○宮本議員 回覧ということをお聞きいたしました。直接的に、地域ごとに説明とかそういうことは、執行部のほうでは考えていらっしゃいませんか。

○議長 答弁を求めます。

○総務課長 先ほど御説明もいたしました。まず大枠といいますか、方針的なものを今回お示しいたしました。今後、施設のレイアウトとか事業内容が固まってくるので、議会にも御報告いたします。まずは地区の区長さん等に説明していきたいなというところは考えておりましたが、地区の住民の方に説明するのかどうかということについては、期間もありますので、その間で考えさせていただければと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○宮本議員 要望ではございますが、なるべく丁寧に、隅々までこの情報が伝わ

るように、執行部のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございます。

○議長 要望ですね。他に質疑ございませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑤ 矢板市立地適正化計画のパブリックコメント実施について

○議長 次に、⑤について説明を求めます。

○都市整備課長(佐藤裕司) 矢板市立地適正化計画に係るパブリックコメントの実施について御報告いたします。

医療・福祉施設・商業施設や住居等がまとまって立地し、公共交通によりアクセスできる「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の都市構造への転換を目指すため、立地適正化計画を策定することで進めてまいりました。このたび、計画の素案がまとまりましたので、パブリックコメントを実施するものであります。

実施期間は、7月22日から8月22日までの1か月間、実施方法などにつきましては、記載のとおりです。

計画の概要であります。資料の3ページ目を御覧ください。都市の骨格構造は、矢板地区と片岡地区の市街地拠点を、道路、鉄道のネットワークで結んで拠点ゾーンを形成し、コンパクトシティの形成を目指します。誘導区域の人口フレームは、やいた創生未来プランの2040年の想定ケースである26,700人とし、用途地域への人口集中率は50%といたします。居住誘導区域は、おおむね用途地域のエリアとし、都市機能誘導区域は矢板駅、片岡駅周辺の商業系を中心に、主要な施設を含むエリアとします。

次に、資料の4ページ目を御覧ください。誘導区域の防災指針は水災害のハザードエリアが指定されている矢板地区、土砂災害警戒区域が指定されている片岡地区において、誘導区域に含める箇所について防災・減災対策を明記しております。都市機能誘導区域の誘導施設は、矢板、片岡地区の各市街地が目指すまちづくりを踏まえ、記載のとおり位置付けます。

誘導施策については、国・県による誘導支援策を活用するとともに、記載の市独自の施策・事業等について、取組を進めます。

届出制度は、居住誘導区域外又は都市機能誘導区域外で、記載しておりません開発行為や建築等行為を行う場合に、着手する日の30日前までに、その種類や場所について届出を行う制度です。

立地適正化計画の公表日は令和5年3月31日を予定しております。公表されますと、即日計画が適用され、開発行為や建築等行為の際の届出制度が開始されます。説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑥ 矢板市景観計画のパブリックコメント実施について

○議長 次に、⑥について説明を求めます。

○都市整備課長 矢板市景観計画に係るパブリックコメントの実施について御報告いたします。

市民・事業者・行政が協働した「矢板らしい景観」の保全・形成・活用、ひいては美しく風格ある国土の形成、潤いのある生活環境や活力ある地域社会の実現を目指し、良好な景観形成に向けた取組を総合的かつ一体的に推進し

ていくことを目的に、矢板市景観計画を策定することで進めてまいりました。

このたび、計画の素案がまとまりましたので、パブリックコメントを実施するものであります。実施期間は、7月22日から8月22日までの1か月間、実施方法などにつきましては、記載のとおりであります。

計画の概要でございますが、資料の1ページ目を御覧ください。景観計画区域は、矢板市全域とします。次に景観形成重点区域の指定の方針は記載のとおりですが、指定されますと新築や外観の変更、除却の際に、より厳しい制限がかかることから、具体的な区域の設定はせずに方針のみ定めます。良好な景観形成に関する方針ですが、景観まちづくりの将来像を、「人々の営みや想いを積み重ね未来へつなぐ活力ある景観まちづくり」といたします。景観構造別の景観形成の方向性を、面的景観・線的景観・点的景観の3つの要素に分け、方針を設定します。概要版の2ページ目に景観構造図を掲載していますので御覧ください。面的景観を「山地・丘陵地景観ゾーン」・「田園景観ゾーン」・「市街地景観ゾーン」に分けておりますが、これは後ほど説明いたします行為の制限にも影響してきます。ゾーン分けについては、都市計画マスタープランの土地利用方針を基に設定いたしました。良好な景観形成のための行為の制限ですが、建築物の建築など、景観形成にかかわる全ての行為が対象となり、一定規模以上の行為について、事前の届出により景観をコントロールしていくものです。現在も栃木県景観条例に基づく届出制度により景観をコントロールしていますが、市の景観計画、景観条例に基づくものとなり、現行の規制より厳しい内容となります。特に、「山地・丘陵地景観ゾーン」については、他のゾーンに比べても厳しく設定し、「高原山の眺望を守る」という姿勢を明確にします。良好な景観形成に関する事項のうち、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針は記載のとおりですが、指定はせずに方針等を定めるものと

します。

景観計画が公表されることで必要となる届出等手続きの流れについて、フロー図を御覧ください。景観法に基づく届出としては、行為の着手の30日前までの届出となります。また、届出対象行為のうち、特に規模の大きいものは大規模行為として、新たに制定する矢板市景観条例に基づく事前協議を、法に基づく届出の30日前までに協議することを義務付けます。併せて、届出に対し助言・指導を経ても規準に合わないものについては、勧告又は変更命令し、それでも従わない個人及び法人の指名等を公表することを、矢板市景観条例に定めます。

矢板市景観計画及び矢板市景観条例の施行は令和5年4月1日で、この日から届出制度が開始されます。説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

○中村議員 今の説明にありましたように、この景観条例が施行されると様々な規制が出てくるというふうには思っています。

それによって矢板市の目指すまちづくりというところに生かしていくということにはなるわけですが、市民それから事業者にとって、そういう制約がいろいろ出てくるということで、具体的な中身の周知徹底、そういったものはどのようにされていくのか、今、既存の市内に事業所を構える事業者は、もちろんですけども、新たに進出等を考えているところも含めてですね、どのように対応されていくのかお尋ねいたします。

○議長 質疑に対して答弁を求めます。

○都市整備課長 お答えをいたします。この周知についてはですね、パブリックコメントのこの1か月の期間中に、まず8月9日の日に市民説明会を開催予定でございます。このことは、ホームページのほか広報やいたの7月号にも掲

載をして、周知を図っているところでございます。

次に新たに進出等される企業等に対する対応といったこととございますけれども、確かにこの規制というふうなことがありましてこういったことの周知は、しっかりしていかなければならないかと思っておりますけれども、この景観計画や景観条例があることで、立地そのものが規制されるというものではありません。あくまでも、一定の高さであるとか、面積等の規模であるとか、そういった制限はありますが、それを超える建物等、あるいは工作物等、こういったものを計画される場合に、市で定めた景観の形成基準というものがございます。

これに適合しているかどうかといったところを事前に審査するというものがございますので、決して立地を規制するものではございませんので、そういったところについても、きちんとホームページ等でもこの制度を周知していければというふうに考えております。以上でございます。

○中村議員 中身、内容的には少し分かりましたが、多分これができる、これまで矢板市の中に設置しているものでも、例えばですが、高圧の鉄塔とかそういったものも、そういう景観ということを考えれば、規制の対象になるのかなど、何となくそういうふうに思うのですが、そういう具体的な話のやりとりができるのは、どのタイミングでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

○都市整備課長 計画の素案の中に実際にこの行為の制限に関する項目というものも当然記載されておりますものですから、これ早い時点ではやはり8月9日の市民説明会の段階ではお示しできると思っております。以上でございます。

○議長 ほかにございませんか。

○伊藤議員 今、御説明をお聞きしましてイメージ的に言うと国立公園なんか

でやっている、その看板の高さとか色とか、あと代表的なもの京都市の景観条例。高さ制限を設けて、寺社仏閣の景観を守ることだろうと思うのですが、今、中村議員からお話ありましたが、既存の建築物もしくはその看板等に関してはどういった配慮をされるのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

○都市整備課長 既存のものを、屋外広告物であるとか工作物ですね、こういったものに関してまで認めないというものでは当然なくてですね、計画の公表後に、新たに計画されるものについて、一定の規模以上のものについては事前に届け出をしていただくというものでございます。以上です。

○議長 ほかに質疑はございませんか。

○掛下議員 今の住宅地のところで、うちの区長のほうとも相談したのですが、住宅地の大きなところの入口のほうに廃棄物の業者のほうで、景観的にも非常に問題あるということで住民のほうで困っているわけですが、そういった意味ではそういう環境景観の中で、そういう住宅地に対して、それにそぐわないようなものが入ってきたときの規制というのも必要だなと思っています。それで、市のほうでは今、規制のしようがないので、どうしようもないというふうに言われておりますけれども、この辺も景観の中に、今後、取り入れていただきたいなど要望しておきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

○都市整備課長 御要望ということですが。貴重な御意見として承りたいと思います。ありがとうございます。

○議長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑦ 矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

○議長 次に、⑦について説明を求めます。

○選挙・監査事務局長（柳田恭子） 矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について御説明いたします。本市の市議会議員及び市長の選挙運動に関しまして、公職選挙法の規定に基づき市条例を制定し、政令で定められた額の範囲内で公費負担をいたしております。

今般、公職選挙法施行令が改正され、根拠としている公費負担の限度額が、物価の変動に鑑み引き上げられたことから、それに準じて本市の限度額を引き上げるため、所要の改正を行うものです。

改正内容は、資料に記載のとおり、選挙運動用自動車の使用と、3項目の選挙運動の公費負担の限度額を、国に準じた額に引き上げるものです。

施行期日につきましては、公布の日からといたします。

なお、本条例の改正につきましては、9月の定例会議に議案として提出させていただきますので、よろしく願いいたします。報告は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

4 その他

○議長 議員各位及び執行部から何かありませんか。

(健康増進課長挙手)

○健康増進課長（日賀野真） 健康増進課より、新型コロナウイルス感染症対策

につきまして御報告させていただきます。

まず、昨日からの報道等にありましたとおり、県内では昨日、これまでで最多となる 1,783 名の新規感染が確認されました。昨日の本市の感染者数につきましては、14 名と今年 4 月 19 日に記録した最多人数であるところの 25 名を大きく下回っている状況ではありますが、いずれにいたしましても、厳しい局面を迎えております。

こうした中、過日、本市で 3 例目、県内では 316 例目となるクラスター事案が発生いたしました。既にこちらにも報道がされておりますが、発生場所は市内医療機関の病棟内、発生日は 7 月 9 日、感染者の職員 5 名、患者 3 名、計 8 名となっております。なお、その後の感染拡大は確認されておらず、診察への影響は生じていない旨申し添えさせていただきます。

次に、オミクロン株の派生型 B A. 5 による感染が急拡大し、全国的に第 7 波に見舞われていることを受けまして、先週 15 日、県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催されました。別添資料を添付させていただきましたが、こちらの警戒度レベル 2 における対応に記載がありますとおり、7 月 16 日から県内警戒度レベルを 1 から 2 へ引き上げたほか、無料検査の再開ですとか、宇都宮駅への臨時検査拠点の設置、そして確保病床の増設などが決定されたところでもあります。また、この本部会議に続いて、副市町長会議が開催されて、県内 25 市町で、この本部会議の決定事項が共有されたところでもあります。

本市の感染者数についても、今月、中旬に入って増加に転じておりますことから、本市としましても、県と連携し基本的な感染対策を、市民の皆様を引き続き徹底していただきますよう、広く訴えかけてまいります。

次に、4 回目のワクチン接種について御説明いたします。4 回目接種につき

ましては、3回目接種から5か月が経過した60歳以上の方及び18歳から59歳までの基礎疾患を有し接種を希望する方などを対象としまして、感染した場合の重症化予防、これを目的として実施しておりまして、既に順次接種券を発送しているところであります。このような状況の中、7月14日の岸田首相の発言によりまして、59歳以下で基礎疾患がない方であっても、医療従事者や介護施設等の従事者である場合については、新たに4回目接種の対象に含めることとされました。詳細につきましては、厚生労働省の厚生科学審議会において、明日、7月20日付で審議を行って、必要な手続きを踏むとされているところでありますが、これを受けまして、本市でも急遽、対象者となることが見込まれる方への接種券発送等の準備を進めているところであります。

このように、感染症対策に関しましては、状況が随時変化しているところではありますが、あくまで現時点においては、新たな行動制限は行わず、感染防止と社会経済活動の両立という観点のもと、これまで強化された対応力を全面的に展開することとされておりますので、議員の皆様におかれましても御協力をお願い申し上げます。健康増進課からの報告は以上とさせていただきます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。その他について他に何かございませんか。

(なし)

5 閉会

○議長 ないようですので、全員協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(10:55)

令和 年 月 日

議長